

**地域資源の活用・地域支援に関する  
彦根市と株式会社関西みらい銀行との連携協定書**

彦根市（以下「甲」という。）および株式会社関西みらい銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互の緊密な連携のもと、地域の諸課題に迅速に対応し、彦根市が活力を発揮するまちを目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、第1条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる事項について連携・協力する。

（1）地域資源の活用支援に関すること

（2）企業版ふるさと納税など寄附の枠組を活用した地域支援に関すること

（3）クラウドファンディングなどを活用した地域支援に関すること

（4）その他本協定の目的に資する内容に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲および乙は必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組の内容や実施方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日からさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2 甲および乙は、前項の有効期間中にもかかわらず、本協定を解消しようとするときは、甲乙協議の上、解消しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解消することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、本協定の実施に当たり、知り得た個人および法人に関する情報およびその他の秘密情報について、本協定の有効期間中または有効期間満了後を問わず、第三者に開示し、または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に関する事項に疑義が生じたときまたは本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年2月10日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市長

乙 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号

株式会社 関西みらい銀行

代表取締役社長